

【オーストラリア】2015年バイオセキュリティ法の改正

主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

* 2022年12月、バイオセキュリティ法を改正し、疾病・有害生物が豪州へ侵入・繁殖・まん延することを防止するために、農業大臣に新たな権限を与える法律が制定された。

1 制定の経緯

近年、豪州において、新型コロナウイルスや口蹄（てい）疫等、感染症の脅威が拡大し¹、これらのバイオセキュリティ上のリスクに対し、対策の強化が求められている。2015年バイオセキュリティ法²（以下「BS法」）を改正してリスク管理の強化を図るための法律案³が、2021年9月1日、モリソン（Scott Morrison）前政権の下で連邦議会下院に提出された。下院の審議を経て、同年12月2日から上院で審議されたが、翌2022年5月の総選挙でアルバニー（Anthony Albanese）政権に交代し、現在の第47議会開会前日の7月25日に廃案となった⁴。

2022年9月28日、BS法を改正する新たな法律案が上院に提出された。同年11月25日に上院通過、同月28日に下院に送られ、翌29日下院を通過し、12月5日に総督の裁可を得て法律（2022年バイオセキュリティ改正（バイオセキュリティ強化）法⁵（以下「改正法」））が制定された。施行日は、附則2及び3が裁可から6か月以内に布告によって定める日、それ以外の附則は2022年12月6日である。改正法には、7月に廃案となった法律案と類似又は同一内容の条文が多く含まれる⁶。

2 改正法の概要

(1) 構成

改正法は、全3か条（略称、施行日等）、8附則から成り、附則の構成は、附則1：疾病及び有害生物からの保護強化、附則2：検疫済入港許可証（pratique）⁷及び入港前報告、附則3：情

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月10日である。

¹ 新型コロナウイルス感染症については、2020年3月、シドニーに到着したクルーズ船「ルビー・プリンセス」の乗客約2,700人を検査結果が判明する前に下船させたことが、その後国内の感染拡大につながったとされた。また、2022年5月、インドネシアで発生した口蹄疫（口蹄疫ウイルスによって起こる伝染病で、牛、豚、羊等偶蹄類の家畜に感染する。）について、豪州農業大臣は、豪州の農業に10年間で最大約800億豪ドル（約7兆2280億円）の損害を与える可能性があるかと懸念を表明した。“Media release: Industry leaders back biosecurity measures,” 2022.8.12. Department of Agriculture, Fisheries and Forestry website <<https://www.agriculture.gov.au/about/news/industry-leaders-back-biosecurity-measures>>

² Biosecurity Act 2015, No.61, 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00371>> 1908年検疫法（Quarantine Act 1908）を全面改定し制定されたバイオセキュリティ法については、吉本紀「【オーストラリア】バイオセキュリティ法」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.22-23 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446695_po_02640111.pdf?contentNo=1> を参照。

³ Biosecurity Amendment (Enhanced Risk Management) Bill 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021B00134>>

⁴ Parliament of Australia, “Biosecurity Amendment (Enhanced Risk Management) Bill 2021.” <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_LEGislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r6776>

⁵ Biosecurity Amendment (Strengthening Biosecurity) Act 2022, No.76, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022A00076>>

⁶ 改正法及び法律案に含まれる附則ごとの内容の比較は、Parliamentary Library, “Bills Digest: Biosecurity Amendment (Strengthening Biosecurity) Bill 2022,” 2022.11.18, p.5 <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/8886203/upload_binary/8886203.pdf;fileType=application/pdf> 参照。

⁷ 船舶・航空機から物や人を降ろすことを許可するもので、検疫後に船舶・航空機に与えられる。

報管理、附則 4：罰則強化、附則 5：リスク評価、附則 6：疾病又は有害生物がもたらすリスクに対処するための協定及び補助金、附則 7：協定の承認及び補償、附則 8：物品の隠匿である。各附則において、BS 法の関連条文の改正事項を規定する。

(2) 主な内容

(i) 農業大臣への新権限の付与（附則 1）

BS 法第 4 部第 2 章に第 3A 節（第 196A 条～第 196C 条）を追加し、容認できないレベルのバイオセキュリティリスクをもたらすと考えられる疾病や有害生物（以下「重大疾病・有害生物」）が豪州領土に侵入・繁殖・まん延することを防止するため、船舶・航空機で人が豪州領土に入国するための要件を決定する権限を農業大臣に与えた。人間の特定疾病⁸に関しては既に規定があり、保健大臣が、人及び船舶・航空機の運送事業者が豪州に出入国する際の要件を決定する権限を有する（第 44 条。以下、条番号は特に断りのない限り BS 法の条番号である。）。

農業大臣は、委任立法⁹により、個人に対し複数の入国要件（入国前にいた場所・活動、入国後の目的地・職業等の申告・証明義務等）を定めることができる（第 196A 条第 7 項、第 8 項）。要件に従わない者には、120 ペナルティユニット¹⁰（Penalty Unit: PU）以下の民事罰が課される（第 196C 条）。当該委任立法は、第 196A 条第 4 項により 2003 年立法法第 42 条¹¹の適用が除外されるため、連邦議会の不承認により無効となることはない。これは、重大疾病・有害生物が侵入・繁殖・まん延した場合、豪州に壊滅的影響を与える可能性に鑑み、規定された。

農業大臣は、重大疾病・有害生物の豪州への侵入等を防止する目的で、予防的バイオセキュリティ措置（人々への行動制限・禁止、行動の義務化等）を決定することができる（第 393B 条）。

(ii) 検疫済入港許可証の要件及び罰則の強化（附則 2）

検疫済入港許可証がなければ、船舶・航空機からの荷物の揚げ降ろしや人の乗船下船をさせてはならない者に、豪州に到着する船舶・航空機の「運送事業者」に加え「責任者」（機長・船長）を定めた。さらに、違反した場合の運送事業者の民事罰を 120PU から 1,000PU に引き上げ、責任者の民事罰を 300PU とした（第 48 条）。この改正は、クルーズ船「ルビー・プリンセス」事件¹²が契機となっている。民事罰の大幅な増加は、同許可証の発行遅れによる経済的損失より法令違反（同許可証無しの荷物の揚げ降ろし等）を選択する者を抑止する狙いがある。

(iii) 関連情報の使用又は開示（附則 3）

関連情報とは、BS 法に基づく職務の執行や権限の行使の目的・過程で得られた情報である（第 9 条）。BS 法第 11 部第 2 章「情報の機密性」を削除し、新規の第 2 章「情報管理」（第 579 条～第 590H 条）を挿入した。「政府機関や他組織とのより効果的情報共有のため」¹³、農業大臣や保健大臣等が開示できる関連情報の種類・目的・開示先を詳細化し、明示した。

⁸ ①パンデミックの可能性のあるヒトインフルエンザ、②中東呼吸器症候群（MERS）、③ペスト、④重症急性呼吸器症候群（SARS）、⑤天然痘、⑥ウイルス性出血熱、⑦黄熱、⑧パンデミックの可能性のあるヒトコロナウイルスが指定されている。Biosecurity (Listed Human Diseases) Determination 2016. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00095>> ⑧は、2020 年 1 月 21 日に追加された（F2020L00037）。

⁹ 委任立法（legislative instrument）とは、法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣、2016、p.32。

¹⁰ 1 ペナルティユニットは、275 豪ドル。1 豪ドルは、約 90.4 円（令和 5 年 3 月報告省令レート）。

¹¹ 連邦政府が制定する委任立法は、連邦議会への提出が義務付けられ、提出後、不承認の動議が可決された場合には当該委任立法は無効となる（Legislation Act 2003, No.139, 2003, section 42.）。

¹² 前掲注(1)参照

¹³ Parliamentary Library, *op.cit.*(6), p.8.